

# 伊丹市受益者負担に関する 考え方

令和 4 年 3 月  
伊丹市財政基盤部財政企画室経営企画課

## 【目次】

1 はじめに	1
2 基本的事項	2
3 原価の範囲等	4
4 施設分類ごとの負担割合の設定	5
5 料金改定の対象となる施設の判断基準	7
6 激変緩和措置	7
7 周知期間	7
8 市内外格差の考え方	7
9 再編施設等の料金設定	7
10 役務の提供に係る手数料の取扱い	7
11 政策的配慮	8
12 料金改定の運用	8
13 定期的な料金の検証	8

## 1 はじめに

市が提供している公の施設の利用や役務の提供については、必ず何らかの費用がかかっており、「無料」ということではありません。施設の利用や役務の提供の対価として個人負担（受益者負担）がないものについては、基本的には市税などを充当して市民全体で費用を負担していることになります。

本市における受益者負担のあり方については、「原価の70%程度を目安に、管理運営に関するコストを賄えないものについて見直しの対象とし、近隣地方公共団体の類似施設あるいは民間における料金との均衡を参考にしつつ設定する」とされてきました。一方、市が提供している公の施設の利用や役務の提供については、社会情勢の変化とともに市民ニーズが高度化・多様化し、市民が日常生活を営む上で必要となるものから日常生活をより便利で快適にするものまで多岐にわたっています。

こうした状況の中、令和元年5月から7月にかけて伊丹市使用料手数料等審議会を開催し、様々な見地からの議論を経たうえで、当審議会より答申書を受けました。

上記答申書を受けて、市の受益者負担のあり方に関する制度設計を行い「伊丹市受益者負担に関する考え方」（以下、「考え方」という）として取りまとめた後、その概要を伊丹市行財政プラン（令和3年度～令和6年度）において取組項目の1つとして示した上でパブリックコメントを実施しました。

今後、この「考え方」を基に市の方針や具体的な施設の料金について、議論を重ねていくこととします。

## 2 基本的事項

### (1) 受益者負担のあり方

使用料・手数料等は、特定の行政サービスの対価としてその利用者から徴収されるものです。その行政サービスに要する費用や失われた徴税の機会費用を市税等の公費で賄うと、公平に市民から徴収した税等を特定の者の受益のために要する費用に充てることになり、負担の公平性を欠くことになります。原則として、行政サービスに要する費用等は、その受益者が受益に応じて負担すべきものです。一方、特定の行政サービスには一定の公費の投入が必要な場合があることから、「誰が」「どのくらい」負担することが妥当であるのかについては、その行政サービスごとに検討する必要があります。

### (2) サービスの範囲

公の施設の利用（施設使用料を対価とするもの）や役務の提供（手数料を対価とするもの）を対象とします。

ただし、下記のものについては当該「考え方」の対象外とします。

#### ① 法令等により別途定めがある施設の利用・役務の提供

- (例) 公営住宅、障害者（児）通所施設、高等学校などの利用  
手数料等の標準に関する政令に規定されている役務の提供

#### ② 全ての市民の使用を想定している施設の利用

- (例) 道路や公園などの利用

#### ③ 貸室がない等、使用料収入の余地がない施設の利用

#### ④ 独立採算が求められる施設の利用

- (例) 水道事業、病院事業等の公営企業会計で経理する施設の利用  
駐車場施設の利用

#### ⑤ その他特別な事情がある施設や受益者負担割合の考え方が馴染まない施設の利用・役務の提供等

- (例) 墓地の永代利用  
廃止が予定されている施設の利用

### (3) 算定方法

#### ① 施設使用料

次の算式により算定した施設使用料を基に料金を算定します。

施設使用料＝原価×受益者負担割合

詳細は「3 原価の範囲等」～「9 再編施設等の料金設定」の通りです。

#### ② 手数料

「10 役務の提供に係る手数料の取扱い」の考え方により料金を算定します。

### 3 原価の範囲等

原価の範囲等については、次の通りとします。

#### ① 施設の維持管理・運営に要する費用

人件費、光熱水費、保守点検委託料、修繕料など、施設の維持管理・運営に係る費用を原価に算入します。なお、建物の大規模改修等減価償却の対象となる支出については③の対象とします。

#### ② 土地の費用

機会費用を原価に算入します。具体的には施設整備を行ったため失われる当該施設の土地に関する固定資産税・都市計画税の税収相当額を原価に算入するものとします。

なお、借地の場合は支払借地料を原価に算入します。

#### ③ 建物の費用

取得費を原価に算入します。具体的には当該建物の減価償却費相当額を原価に算入するものとします。

減価償却費の額については、市の固定資産台帳より算定するものとします。建築等の際に国・県から補助金を受けた施設についても、補助金は市民も負担する国税・県税を原資とするものであり市税と同様に公費であることから、取得費から補助金を控除せずに計算した減価償却費相当額を原価に算入することとします。寄附金等を受けた施設においても原則として同様の取扱いとしますが、寄附者の意向等を踏まえて判断するものとします。

なお、借家の場合は支払家賃を原価に算入します。

※災害時対応など臨時に提供するサービスに係る費用は、本来提供するサービスとは目的が異なるものであるため、原価算入の対象外とします。

## 4 施設分類ごとの負担割合の設定

施設の種類は多様であり、また民間に同種施設もあることなどから、一律の負担割合とするのではなく、施設の性質や目的等を踏まえたうえで、負担割合を定めます。

具体的には、①必需性・選択性、②収益可能性の観点から9つのカテゴリーを設定し、「伊丹市公共施設白書」に示されている施設分類ごとに当てはめます。なお、必要に応じて施設の特性等を考慮し当該施設分類を細分化することとします。

### ① 必需性・選択性

福祉施設、文化・社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設などサービスの性質によって分類します。

必需性が高い施設とは、市民が日常生活を営むうえで必要となる施設等を指します。

選択性が高い施設とは、日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観に応じて選択的に利用する施設等を指します。

### ② 収益可能性

収益性がどの程度見込まれるのか、あるいは民間施設でも類似・同種のサービスが提供され得るかという視点で分類します。

収益可能性が高い施設とは、民間の代替え施設が期待できる、あるいは収益性が比較的高いと見込まれる施設等を指します。

収益可能性が低い施設とは、民間の代替え施設が期待できない、あるいは収益性が比較的低いと見込まれる施設等を指します。

③受益者負担割合のカテゴリー表

G (50%)	D (75%)	A (100%)
H (25%)	E (50%)	B (75%)
I (0%)	F (25%)	C (50%)

← →  
基軸①（必需性・選択性）

↑ ↓  
基軸②（受益可能性）

※ 施設の設置目的上の主な利用対象者以外の利用（例えば、高齢者施設における高齢者以外の利用など）については、当該受益者負担割合を適用しません。

## 5 料金改定の対象となる施設の判断基準

料金改定の対象となる施設は、現行の受益者負担割合と「4 施設分類ごとの負担割合の設定」で定めた9つのカテゴリーのうち当該施設が該当するカテゴリーの受益者負担割合との乖離幅により判断します。具体的には、度重なる料金改定による市民の混乱を避けるため、原則として上記受益者負担割合の乖離幅が10%以上か否かを基準として判断します。

## 6 激変緩和措置

料金の改定にあたって、改定後の料金が改定前の料金に比べ大幅に上昇しないよう激変緩和措置を設けます。具体的には、改定後の施設全体の使用料収入増減額が改定前の施設全体の使用料収入の1.2倍程度を超えないよう料金を設定するものとします。

## 7 周知期間

料金改定を行う場合は、一定の周知期間を設けるものとします。

## 8 市内外格差の考え方

原価のうち受益者負担とした部分以外については、税等の公費で負担することになるため、市外の方の施設利用については、市内の方より料金を高く設定することに合理性があります。

一方、人口減少社会が続くなか、近隣市とも連携して施設マネジメントを進める場面においては、市内外の方の料金を同水準に設定することも想定されます。

こうした課題に関しては、今後の施設マネジメントの考え方にも照らし、適切に判断していくものとします。

## 9 再編施設等の料金設定

複合施設として建替えを行う場合や新たに施設を整備する場合は、原価の算定根拠となる費用の実績がないため、類似する既存施設等を参考にして料金設定を行うこととします。

## 10 役務の提供に係る手数料の取扱い

証明書発行など役務提供に係る手数料の料金については、原価や近隣地方公共団体の状況、市の政策的な見地等を踏まえて総合的な観点から判断するものとします。

### 1.1 政策的配慮

子どもや高齢者、障がい者等利用者属性に応じた政策的な配慮については、減免制度等を通じた適切な運用が求められます。なお、減免制度等については社会情勢の変化に応じて適宜見直しを行うものとします。

### 1.2 料金改定の運用

料金改定は、上記までの各項目により算定するものとします。なお、料金改定の可否や改定時期等については個別に判断するものとします。

### 1.3 定期的な料金の検証

市を取り巻く社会情勢は刻々と変化するため、現行の料金が適切か否かの検証を原則4年ごとに行うものとします。

ただし、公共施設の整備状況やサービス内容の変更などにより、早急な見直しが必要なときはその都度見直しを行うものとします。